

暫定措置に関する都道府県労働局アンケートについて

暫定措置に関する都道府県労働局アンケートについて

- 全国47都道府県労働局に対し、各暫定措置の効果等について職業安定局からアンケートを実施。

【個別延長給付の効果】

- 個別延長給付の効果はあるか。

かなりある	どちらかというところ	どちらかというところない	ない	合計
2(4%)	3(6%)	21(45%)	21(45%)	47(100%)

【個別延長給付の効果の問いに対して「ない」以外の回答をした場合に、効果があると思う理由】(全数26)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 依然として雇用情勢が厳しく、60日間の延長がなければ受給期間中に再就職することが難しいため。	3
2. 就職活動に有利な資格や経験が不足している等、60日間の延長がなければ受給期間中に再就職することが難しいため。	6
3. 60日間の延長がなければ、再就職が困難又は望まない条件で再就職をせざるを得ない受給者が多くいるため。	13

【個別延長給付の効果の問いに対して「かなりある」以外の回答をした場合に、効果がないと思う理由】

(全数45)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 雇用情勢が改善し、受給期間内の再就職は十分に可能であるため。	26
2. 求職者は、受給期間終了間際に就職活動を開始する傾向にあり、個別延長給付による受給期間の延長は、就職活動開始時期を後ろ倒しにしていると思われるため。	33
3. 受給期間内の再就職は十分に可能である者が多くいるため。	16
4. 受給期間の延長目当ての応募をしていると思われる者が多く見受けられ、熱心に就職活動を行う者への支援となっていないため。	32
5. 受給期間延長中、ハローワークへの来所も少なく、熱心に就職活動を行っているとは思えない者が多いため。	19

【個別延長給付の効果があると思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 震災等により地域的に求人が減少した場合等は効果があると思われる。
- ・ 地域的に本人の希望する業種が少ない場合は効果があると考えするため。
- ・ 動機は個別延長のための応募実績作りであったとしても、結果的に就職に結びつくケースもあるため。
- ・ 受給者の中には、積極的に活動しても所定給付日数の範囲内で再就職することが難しいものもあり、ごく一部の準就職困難者に対しては効果がある。

【個別延長給付の効果がないと思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 雇用情勢が改善しているから。
- ・ 就職困難な者については、職業訓練等の支援をしていかなければ就職につながらないから。
- ・ 延長したために就職できたのかが不明であるため。

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果①】

【特定理由離職者のうち、雇止めによる離職者について】

○ 特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果はあるか。

かなりある	どちらかというところ	どちらかというところない	ない	合計
4(9%)	25(53%)	8(17%)	10(21%)	47(100%)

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果の問いに対して「ない」以外の回答をした場合に、効果があると思う理由】(全数37)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 雇止めによる離職は、再就職の準備をする時間的余裕がなく、解雇・倒産等による離職と同等の求職活動期間が必要であるため。	31
2. 雇止めによる離職者は、就職活動に有利な資格や経験が不足している等特定受給資格者とみなすことによる受給期間の延長がなければ受給期間中に再就職することが難しいため。	8

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果の問いに対して「かなりある」以外の回答をした場合に、効果がないと思う理由】(全数43)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 雇止めによる離職は、解雇・倒産等による離職とは違い、再就職の準備をする時間的余裕があり、解雇・倒産等による離職と同等の求職活動期間が必要とは言えないため。	11
2. 雇用情勢が改善し、早期から再就職活動を行っていれば受給期間内の再就職は十分に可能であるため。	23
3. 求職者は、受給期間終了間際に就職活動を開始する傾向にあり、特定受給資格者とみなすことによる受給期間の延長は、就職活動開始時期を後ろ倒しにしていると思われるため。	27

【特定理由離職者（雇止め）の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果があると思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 「解雇」も「契約の事業主側からの終了」も、社会的認識として、また、本人にとっては、退職させられたという点で同じように受け取られているため。
- ・ 更新時には明示がなく、契約の終期直前に雇止めとなるような場合は、解雇と同様の措置が必要と思われる。

【特定理由離職者（雇止め）の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果がないと思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 就職活動開始時期を遅らすことで再就職を困難にしている。

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果②】

【特定理由離職者のうち、正当な理由のある自己都合離職者について】

○ 特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果はあるか。

かなりある	どちらかというところ	どちらかというところない	ない	合計
5(11%)	14(30%)	8(17%)	20(43%)	47(100%)

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果の問いに対して「ない」以外の回答をした場合に、効果があると思う理由】(全数27)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 対象となる者は、再就職の緊要度が高い者が多く、給付日数の延長の必要性が高いため。	14
2. 正当な理由による離職者は、就職活動に有利な資格や経験が不足している等、特定受給資格者とみなすことによる受給期間の延長がなければ受給期間中に再就職することが難しいため。	8

【特定理由離職者の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果の問いに対して「かなりある」以外の回答をした場合に、効果がないと思う理由】(全数42)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 対象となる者は、再就職の緊要度が低い者が多く、給付日数の延長の必要性が乏しいため。	12
2. 雇用情勢が改善し、早期から再就職活動を行っていれば受給期間内の再就職は十分に可能であるため。	23
3. 求職者は、受給終了間際に就職活動を開始する傾向にあり、特定受給資格者とみなすことによる受給期間の延長は、就職活動開始時期を後ろ倒しにしていると思われるため。	22

【特定理由離職者（正当理由）の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果があると思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 自己都合退職者と異なり、再就職の準備などを行う時間的余裕がなく退職となった者が多く、解雇・倒産等による離職と同等の求職活動期間が必要であると思われるため。

【特定理由離職者（正当理由）の特定受給資格者へのみなしに係る暫定措置の効果がないと思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 退職が予見できたかという点においてある程度予見可能であるため。
- ・ 本人の事情による離職であり、就職の時期等が本人の判断が大きいため、職業相談による支援効果が低く、給付日数の拡充の必要性は低い。

【常用就職支度手当に係る暫定措置の効果】

- 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって40歳未満の者について、常用就職支度手当を支給することの効果はあるか。

かなりある	どちらかというところ	どちらかというところない	ない	合計
0(0%)	3(6%)	16(34%)	28(60%)	47(100%)

【常用就職支度手当に係る暫定措置の効果の問いに対して「ない」以外の回答をした場合に、効果があると思う理由】(全数19)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 受給者にとって受給期間内に再就職するインセンティブとなっているため。	15
2. 「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって40歳未満の者」の就職が困難な程度は、身体障害者等と同等であると思われるため。	3

【常用就職支度手当に係る暫定措置の効果の問いに対して「かなりある」以外の回答をした場合に、効果がないと思う理由】(全数47)

選択肢(複数選択可)	選択数
1. 受給者にとって受給期間内に再就職するインセンティブとなっていないため。	19
2. 「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって40歳未満の者」の就職が困難な程度は、身体障害者等と同等ではないと思われるため。	37

【常用就職支度手当に係る暫定措置の効果があると思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 優柔不断な若者も多く、最後の一押しになるケースもあるため。

【常用就職支度手当に係る暫定措置の効果がないと思う理由に関する主な自由記述】

- ・ 40歳未満には20代も含まれ、就職困難者とはならないのではないか。
- ・ 「発達障害、難病等の者であって、就職支援が必要であると認められる者。」を対象にすべき。
- ・ 要件が細かすぎ、実績としても効果が上がっているとは感じない。
- ・ 就職困難な者と「40歳未満の者」を同様に扱う必要はない。
- ・ 本人が就職困難な者と整理されることを不満に持つ者もいる。